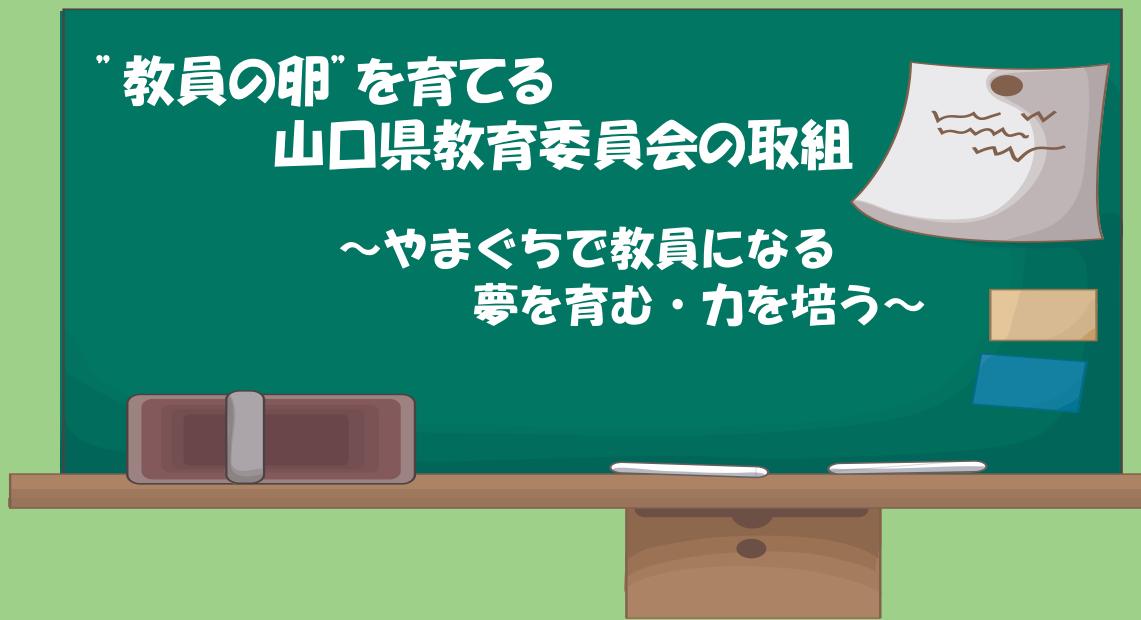


## 教育実習実施に当たっての

# ガイドライン



“教員の卵”を育てる  
山口県教育委員会の取組

～やまぐちで教員になる  
夢を育む・力を培う～

平成25年3月

山口県教育委員会

## はじめに

子どもたちを取り巻く環境は急速に変化し、学校が抱える課題は複雑化・多様化しています。こうした中にあって、教員は子どもたちの人格形成に関わる極めて重要な職責を遂行する義務を有しており、まさに、学校教育の成否は、その直接の担い手である教員の資質能力によると言っても過言ではありません。

このため本県では、平成18年度から3年間設置した山口県教職員人材育成検討会議において、本県教職員の人材育成の在り方について総合的な検討を進めてまいりました。現在では、平成24年3月に策定した「教職員人材育成基本方針」に基づき、教職員の養成・採用段階から、採用後の研修・評価・人事異動などを通した体系的な取組を進めています。

このうち、養成段階の取組につきましては、「教職員人材育成基本方針」において、5つの基本方針の一つとして、「大学等と連携した優秀な教職員の養成・確保」を位置付け、県内の教員を養成する大学等と連携し、教員志望者が教員という職の魅力に早い段階からふれることができる「教員をめざす学生の学校体験制度」や、山口大学や教育学部附属学校との人事交流などにも積極的に取り組んでいるところです。

一方で、今後とも学校を取り巻く環境が大きく変化し、これに伴い新規採用教員に求められるものも増えていくことが見込まれます。また、本県においても、今後教員の大量退職が予想されることから、より一層、教育に対する意欲や高い指導力を有する教員を養成し、確保していく取組を進めていくことが必要です。

こうした中、各学校で実施する教育実習は、教員志望者が、初めて教壇に立ち、児童生徒とのふれあいや先輩教員からの指導助言・支援を通して、教員になる意志をより高めたり、授業をする力や児童生徒を理解する力など、その重要性に気付いたりする重要な機会であり、教員養成の中核となるものです。しかし、その実施は受入校に任せられている現状があり、学校の取組体制により実習内容にも差があるなど、様々な課題があることも事実です。

こうしたことから、指針を定めることにより県内の学校において教育実習をより充実した内容で効率的に行うことができるよう、ガイドラインを作成しました。

本ガイドラインでは、教育実習の実施に際しての基本的な考え方や、指導内容・指導方法、さらには、指導に当たっての留意点をお示しするとともに、効率的に実施することができるよう、巻末には、様々な様式や参考資料を添付しています。各学校の実態にあわせて適宜修正を加え、御活用いただきますようお願いします。

本ガイドラインの活用を通して、教職員全員が学校全体で将来の自分たちの仲間を育てるという意識を醸成するとともに、充実した教育実習を行うことにより、教員志望者の教職への意識を一層高め、実践的指導力の向上を図っていただきますようお願いします。

・・・ 目 次 ・・・

はじめに

**第1章 教育実習の意義と教育実習校の役割**

<b>1</b>	教育実習の意義	2
<b>2</b>	教育実習校の役割	5

**第2章 教育実習生の受入**

<b>1</b>	教育実習実施校の体制づくり	8
<b>2</b>	教育実習担当者の役割	10
<b>3</b>	実習生への事前指導	11

**第3章 教育実習プログラムの作成**

<b>1</b>	教育実習を通して身に付けさせたい力と具体的な指導内容・指導場面	16
<b>2</b>	実習プログラムの作成	21

**第4章 授業づくりの指導**

<b>1</b>	授業見学を指導する際のポイント	24
<b>2</b>	教材研究を指導する際のポイント	27
<b>3</b>	学習指導案の作成	31

**第5章 授業に関する技術の指導・授業の評価**

<b>1</b>	授業に関する技術の指導	42
<b>2</b>	各校種・各教科の指導上のポイント	46
<b>3</b>	授業の評価	47

**第6章 学級経営に関する指導 その他の教育活動に関する指導**

<b>1</b>	学級経営に関する指導	54
<b>2</b>	その他の教育活動に関する指導	58

**第7章 養護教諭・栄養教諭の実習**

<b>1</b>	養護教諭の養護実習	60
<b>2</b>	栄養教諭の栄養教育実習	64

**第8章 教育実習の評価方法** ..... 67

**第9章 教育実習Q&A** ..... 71

**参考資料** ..... 77

**様式集・資料集** ..... 83

**講義資料** ..... 101



## 第1章

# 教育実習の意義と 教育実習校の役割

効果的な教育実習を実施するために、各学校において、教育実習の意義や教育実習校の役割、さらには、教育実習を取り巻く課題等について共有しましょう。

# 1 教育実習の意義

教育実習は、次に示すように、教職志望者だけでなく、実習受入校の児童生徒や教職員にとって、さらには、家庭や地域と連携した学校づくりの視点からも有意義です。

## □ 教職志望者にとって

教育実習は、専門職としての教職を志望する学生が、大学等の授業で習得した知識技能を踏まえて、大学等の授業だけでは得られない、学校で行われる教育活動全般に関する理解や児童生徒をはじめとする学校における人間関係の理解、教育者に求められる自覚、さらには指導技術などについて、実践を通して身に付ける場です。

教職をめざしている学生が、実習中の児童生徒とのふれあいにより、教員になろうとする意志をより強くしたり、教育実習前の段階では将来を模索していた学生が教職への志望を強くしたりするなど、教育実習は教員の養成に大きな役割を果たしています。

## □ 実習受入校の児童生徒や教職員にとって

実習生とのお別れ会などで涙する児童生徒の姿からもわかるように、限られた期間とはいえ、年齢の近い、はつらつとした実習生との出会いは、児童生徒の心の成長の機会となります。教員にとっても、実習生の指導を通して自らの教育活動を振り返る機会となるなど、児童生徒の成長や学校・学級の活性化だけでなく、教職員の資質能力の向上にも大きな役割を果たしています。

## □ 家庭や地域と連携した学校づくりの視点から

教育職員免許状制度においては、幅広い分野から人材を求めるため、教育学部以外でも、免許状の取得に必要な所要の単位に係る科目を開設し、学生に履修させることにより、制度上等しく教員養成に携わることができることとしており（「開放制の教員養成」の原則）、また、教育学部であっても、教職とは別の進路を選択する学生も増加しています。こうした中、現在、家庭や地域と連携した学校づくりが求められていますが、教育実習の経験は、学校教育や教員の仕事についての理解を広げることとなり、将来の学校の支援者を増やしていくことにもつながります。

このほか、教育を取り巻く環境が複雑化・多様化するとともに、教員の大量退職に伴い、今後採用者数が増加していくことが見込まれる中、新規採用教員に求められる資質能力も増大してきていることから、意欲と実践的な指導力を有する教員志望者を積極的に養成することも求められています。

こうした中、教育実習は、教員志望者の実践的指導力を培う中核となるものであり、本県では、平成24年3月に策定した「教職員人材育成基本方針」において、養成段階における人材育成についても積極的に取り組むこととし、具体的には、教員になる夢を育む「教員をめざす学生の学校体験制度」や、教員になる力を培う「教育実習指定校制度」など、優秀な人材の確保に向けた取組を積極的に進めています。

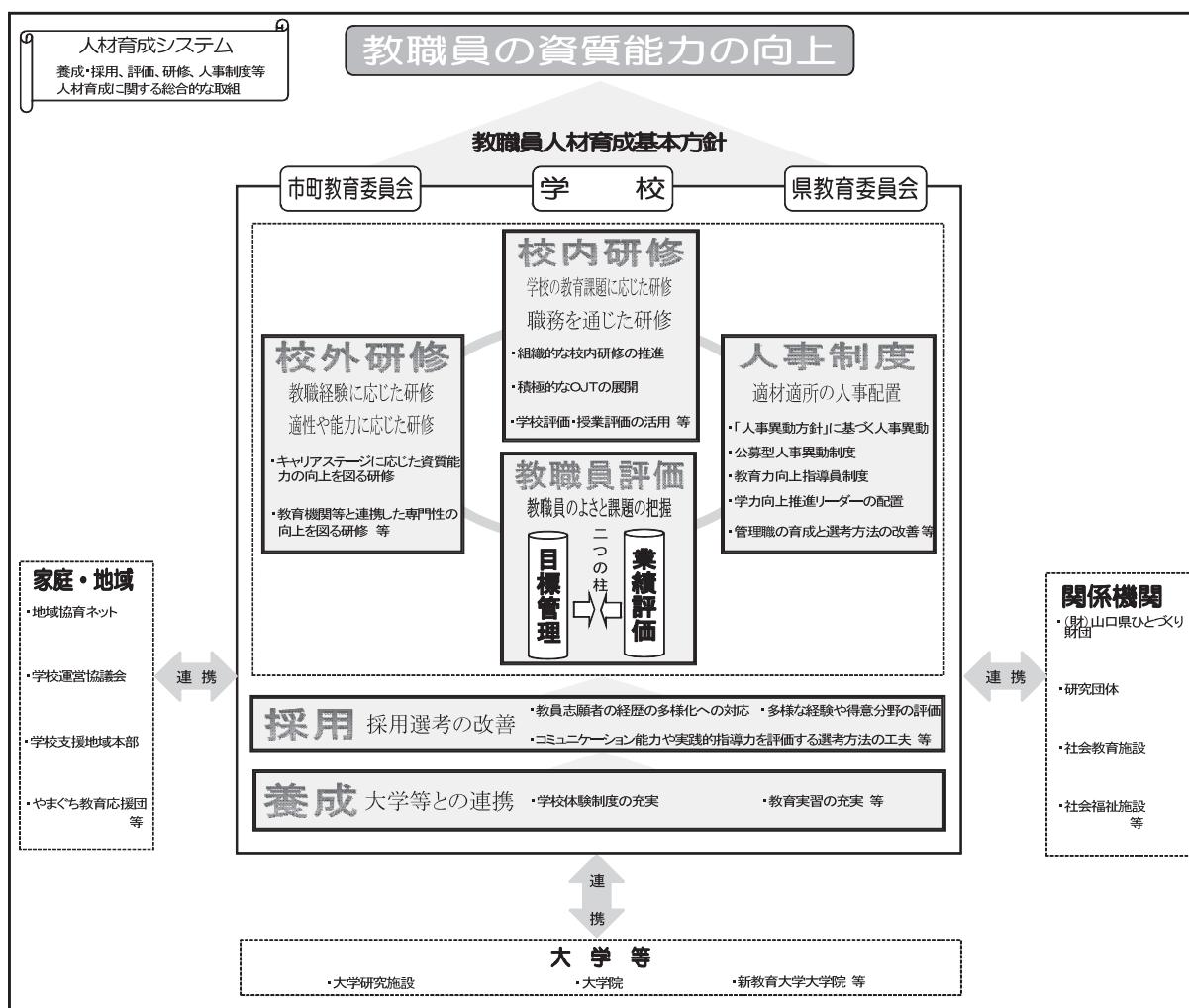
## 本県の「教職員人材育成基本方針」における教育実習の位置付け

本県では、教育を担う教職員の育成に向けて、学校、市町教育委員会、県教育委員会が共有すべき方針を「人材育成に向けた5つの基本方針」として示しています。

この基本方針に基づき、教職員の養成・採用、評価、研修、人事制度等人材育成に関する総合的な取組である人材育成システムを活用し、学校、市町教育委員会、県教育委員会が一体となって教職員の人材育成に取り組むこととしています。

### 人材育成に向けた5つの基本方針

- 1 教職員のキャリアステージに応じて計画的・継続的に資質能力の向上を図ります。
- 2 教職員一人ひとりの適性や能力に応じて資質能力の向上を図ります。
- 3 組織的な学校運営を推進し、教職員の資質能力の向上を図ります。
- 4 地域や関係機関等と連携し、地域や学校の中核として活動する教職員を育成します。
- 5 大学等と連携し、優秀な教職員の養成・確保に努めます。



## 基本方針5

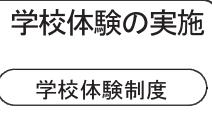
大学等と連携し、優秀な教職員の養成・確保に努めます。

- 今後、教員の大量退職が予想されることから、新規採用者の増加を見据え、大学等と連携し、教員志望者の増加と優秀な教員の確保に向けた取組の一層の充実を図ります。

養成	学校体験制度による教職に対する意欲の向上 教育実習による実践的指導力の向上	【学校/市町教委/県教委】 【学校/市町教委/県教委】
採用	意欲と実践的指導力を有する人物評価を重視した選考方法の改善	【県教委】
研修	新規採用予定者に対する研修会の充実 臨時的任用教員の資質能力の向上に向けた研修会の実施や勤務校における取組の推進	【県教委】 【学校/市町教委/県教委】

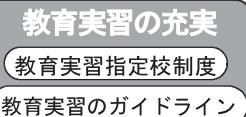
### 「教員の卵」を育てる山口県教育委員会の取組

大学1、2年



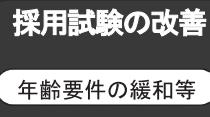
教職の魅力を実感

大学3、4年



実践的指導力の醸成

採用選考試験



志願者の確保と質の向上

優秀な教員の確保



### 豆知識 教員養成課程における教育実習の位置付け

各大学で学生が履修する教員養成カリキュラムは、教育職員免許法と同法施行規則の規定のもとで作成されており、教育実習についても、同法・規則で定められています。事前・事後の指導1単位を含めて、小・中学校教員免許の実習必修単位は5単位、高校では3単位となっています。

現在では、教員として必要な知識技能を習得したことを確認するための科目である「教職実践演習」の実施（平成22年度入学生から導入）や教員養成課程の修士レベル化など、大学における教員養成教育の質的な充実に向けた検討が進められています。



参考資料：教員養成課程の概要<P78>

## 2 教育実習校の役割

### (1) 教育実習校の役割

教員の資質能力は、初任者研修などの体系的な研修を通して段階的・継続的に向上していくものですが、学習指導や生徒指導、学級経営等に関する企画力・指導力などは、学校における経験を通して身に付くものです。また、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、教壇に立って間もない新規採用の教員にも実践的な指導力が求められており、児童生徒とのふれあいや先輩教員からの指導またはその教育実践にふれることにより教職志望者が実践的指導力を身に付ける教育実習の役割は重要です。

また、教育学部に在学する教職志望者の多くは、その大学が設置する附属学校において教育実習を行いますが、教育学部以外の学部において教員免許状を取得し、教員になろうとしている教職志願者にとっては（小学校に比べ、中学校・高校ではその割合は高くなります）、教育現場に直に接する機会として、教育実習校は、大きな役割を果たしています。

附属学校を有する大学においてもその多くが、教職志望者がより実践的な指導力を身に付けることができるよう、附属学校での実習に加えて、一般校での教育実習を実施しており（委託実習）、本県においても多くの学校が実習生を受け入れています。

今後、教員の採用数の増加が見込まれる中、各学校においては、教育実習を教職志望者の実践的な指導力を培う場として、実習生を積極的に受け入れていくことが求められています。

### (2) 教育実習校の現状・課題

一方で、教育実習の実施や受入については、次のような課題があげられます。

#### □ 教育実習の実施体制の確立

教育実習の実施に関しては、学校により実習内容が様々であったり、同じ学校においても実習生を指導する教員によって、指導方法、指導内容、評価の方法がまちまちであるなどの状況があります。

また、一部の実習担当の教員に教育実習に関する業務が集中していたり、教育実習の最終的な評価者である管理職の教育実習への関わり方も学校によって異なっており、実施体制を整える必要があります。

#### □ 教育実習の受入体制の確立

教育実習の受け入れに関して、自校の卒業生に限定して教育実習生を受け入れている学校もあります。また、「福祉」等の高等学校の一部の教科においては、開設している学校が少なく、実習先がなかなか決まらない学生がいる現状も毎年のようにみられます。

中学校・高等学校においては、教職を志望する学生を幅広く受け入れができるよう、受入体制を整える必要があります。

### 豆知識 委託実習校の役割

例えば、山口大学教育学部では、3年次に附属学校・園において教育実習（基本実習）を行っています。この基本実習での成果をもとに、より高度な実践的指導力を身に付けるため、山口県内各地の学校・園で、4年次の前期に2週間の教育実習（委託実習）を県教育委員会、市町教育委員会と協力して実施しています。

実習期間中は、山口県教育委員会が人事交流で派遣した担当者を含む、大学の教育実習担当者が巡回指導を行い、実施校の協力を得ながら充実した教育実習を実施しています。

平成24年度	委託実習校数	委託実習生数	
校種	小学校	中学校	特別支援学校
学校数	43	45	9
学生数	69	86	12
			15



## 豆知識 免許教科と教育実習で行う実習教科

高校の教員免許状を取得したいという学生が中学校での教育実習を希望してきた場合、または、当該校に開設していない教科・科目の免許状を取得したいという学生が教育実習を希望してきた場合、学校として、受け入れることは可能なのでしょうか？

教員免許ハンドブックでは、次のように整理されています。

**Q :** 中学校又は高校の教員免許状を取得する場合の教育実習は、受けようとする免許教科に対応した実習でなければならないのか。また、中免及び高免取得の場合の教育実習は、中又は高等学校のいずれで行ってもよいと思われるが、高免のみ取得の場合の教育実習は、高等学校で行わなければならないか。

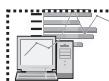
**A :** 受けようとする免許状の種類（免許教科）に対応する教育実習がのぞましいが、

前段 他教科の教育実習でも差し支えない

後段 中学校の教育実習でも差し支えない

本県でも山口県立大学では高等学校の「福祉」の教員免許状の取得が可能ですが、近隣には教科「福祉」の授業を開設している学校が少なく、大学も学生の教育実習の実施に苦慮しておられる状況があります。

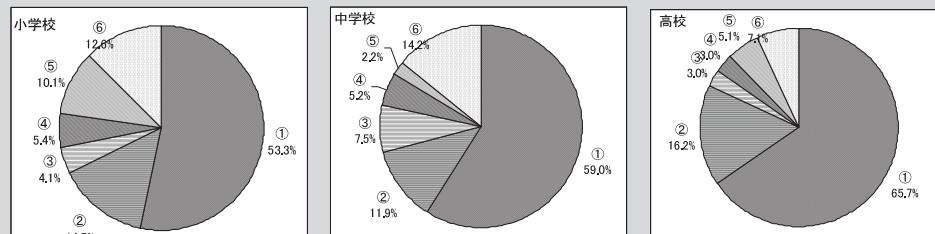
例えば、「家庭科」や「保健」「公民」等の授業のうち、関連の深い単元の授業を担当させるなどの工夫により大学等と相談の上で受入が可能となります。



### ▼データで見る教育実習①▼

山口県教育委員会では、平成22年度から24年度の新規採用者（595名）を対象に教育実習に関するアンケート調査を実施しました。このコーナーでは、その概要を紹介します。

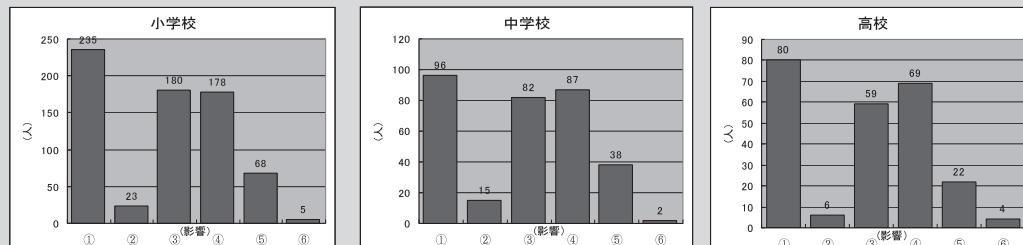
#### ■ 教育実習を実施した都道府県



①山口県 ②広島県 ③その他の中国地区 ④福岡県 ⑤その他の九州地区 ⑥その他

本県の新規採用教員の半数以上が本県で教育実習を実施しており、高校・中学校・小学校の順にその割合は高い。

#### ■ 教育実習の経験は、あなたの教職志願にどのような影響を与えたか。



- ①もともと教職志願者であったが、より一層、教員になろうとする意欲が高まった。
- ②教職志願ではなかったが、教育実習を通して、教員になろうと思った。
- ③教員の仕事を実感した。
- ④教員の仕事の難しさを実感した。
- ⑤教職に対する適性について考えるようになった。
- ⑥その他

(複数回答可)

本県の新規採用教員の多くが教育実習を通して、教員になろうとする意欲を高め、その魅力とともに難しさも実感している。